

【夏合宿 第3問】

X、Yは、いずれも通信線路工事の設計施工等を目的とするA通信工業株式会社の線路部門担当作業員として、電話ケーブルの接続部を被覆している鉛管をトーチランプの炎により溶解して行う断線検索作業の業務に従事していた者である。ある日、X、Yは、B株式会社八王子電話局第3棟局舎の地下から約50メートルの地点にある地下洞道（B株式会社所有、コンクリート造、幅約2.65メートル、高さ約2.35メートル、内部に合計42条もの電気ケーブルが敷き詰められていた）において、電話ケーブルの断線検索作業に共同して従事していた。その際、X、Yは、電話ケーブルの上に布製防護シートを掛け、通路上に垂らして覆い、点火したトーチランプ各1個を各自が使用しながら鉛管を溶解開披する作業を行っていたところ、断線箇所を発見した。X、Yは、その修理方法を検討するため、一時、洞道外に退出するにあたり、2個のトーチランプの炎が確実に消火しているか否かにつき、何ら相互の確認をすることなく、トーチランプを前記防護シートの近接位置に置いたまま同所を立ち去った。

その結果、2個のトーチランプのうち、とろ火で点火されたままの状態にあった1個のトーチランプ（X、Yどちらのものであったかは不明）から前記防護シート等に着火し、前記電話ケーブル等が延焼したことにより、B株式会社所有の電話ケーブル合計104条及び洞道側面225メートルが焼損し、更に、同株式会社八王子電話局第3棟局舎に延焼するおそれのある状態が発生し、もって、公共の危険が生じた。

X及びYの罪責を検討せよ。

参考判例：東京地方裁判所平成4年1月23日判決